みんなのせいたい 施術師賠償責任共済約款

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
共済期間	当会の加入日を責任開始日とし、責任開始日から1年間を共済期間とします。
	ただし、当会の会費が支払われなかった場合には共済期間は開始しません。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによっ
	て当会が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
仕事	みんなのせいたいポータルサイト上で成立した施術の実施契約による手技セラ
	ピスト業務をいいます。
施設	被共済者が仕事を行う場所に所在する不動産もしくは不動産内に収容される被
	共済者所有の動産で、当会に連絡されたものをいいます。
手技セラピ	筋肉の弛緩、緊張の緩和、血行改善によって健康向上(美容向上)を目指し
スト業務	た、手技を用いて行われる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法および器
	具 ^(注) を用いて行う療法を含みません。
	(注) 必要性のあるものを除きます。
身体の障害	障害に起因する死亡を含みます。
他の保険契	この共済契約と重複する保険契約または共済契約をいいます。
約等	
当会	みんなのせいたい共済会をいいます。

第2章 補償条項第1節 共通条項

第2条(共済金を支払う場合)

当会は、被共済者が、他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済金を支払います。

第3条(共済金を支払わない場合)

- (1) 当会は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じる損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者または被共済者の故意もしくは重大な過失
 - ② 戦争(注1)、変乱、暴動、騒擾または労働争議
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮等の天災
 - ④ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ (注2) の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

- ⑤ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因して身体の障害または 財物の損壊が生じる損害
- ⑥ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の 有害な特性に起因して身体の障害の損壊が生じる損害
- (2) 当会は、特約を付帯した場合を除き、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 被共済者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ② 被共済者と同居する親族に対する賠償責任
 - ③ 被共済者の使用人が、被共済者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - ④ 排水または排気 (注3) に起因する賠償責任 (注4)
 - ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が汚染物質 (注5) の排出・流出・溢出または漏出に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、汚染物質 (注5) の排出・流出・溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。
 - ⑥ 汚染物質 (注5) の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての 損失および費用を負担することに被る損害
 - **(注1)** 宣戦の有無を問いません。
- (注2) ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- **(注3)** 排気には煙を含みます。
- (注4) 液体、気体(煙、蒸気、塵埃等を含みます。)もしくは固体の排出、流出もしくは溢出 によって生じた賠償責任をいい、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みま せん。
- (注5) 固体状・液体状・気体状のまたは熱を帯びた刺激物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(再生利用のための物質を含みます。)等を含みます。

第4条(他の被共済者との関係)

この約款の規定は、各被共済者につき別個にこれを適用し、被共済者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。

第5条(支払限度額)

当会が共済金を支払うべき額は、被共済者の人数にかかわりなく、いかなる場合においても次のとおりとします。

補償項目		支払限度額		免責
		1名あたり	1事故あたり	金額
施設賠償	対人	300 万円	300 万円	3万円

第6条(損害の範囲および責任の限度)

(1) 当会が共済金を支払うべき損害は、被共済者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支

出(注)および次条に規定する費用に限ります。

- (2) 当会が共済金を支払うべき金額は、次条(2)および(3)の費用を除き、前条に記載された支払限度額を限度とします。
- (3) 当会は、1回の事故について、次条(2)および(3)の費用を除き、損害の額が前条に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
- (注) 弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したものをいいます。

第7条(費用の支払)

- (1) 当会は、共済契約者または被共済者が支出した次の費用を支払います。
 - ① 第 27 条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 第27条③の場合に要した必要または有益な費用
 - ③ 共済事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当会の書面による同意を得て支出した費用
- (2) 当会は、損害賠償責任に関する争訟について、被共済者が当会の書面による同意を得て支出した費用の全額を支払います。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額と合算して第 5条(支払限度額)に記載された支払限度額を支払いの限度とします。
- (3) 当会は、第29条(共済事故処理の特則)(1)の規定により、被共済者が当会の要求に従い、協力するために直接要した費用の全額を支払います。

第8条(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。
 - ① 第2条(共済金を支払う場合)の共済金に関しては、損害の額
 - ② 前条の費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
- (3) (2)①および②の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第2節 施設所有(管理)者賠償条項

第9条(施設賠償共済金を支払う場合)

- (1) 当会が施設賠償共済金を支払うべき第2条(共済金を支払う場合)の損害は、被共済者が所有、使用または管理する施設または施設の用法に伴う仕事の遂行による損害に限ります。
- (2) 当会は、(1)および第 10 条 (施設賠償共済金を支払わない場合-その1) ④の規定に関わらず、共済期間中に被共済者が行った手技セラピスト業務に起因する偶然な事故により、施

術後 48 時間以内に発生した施術対象者の身体の障害について、被共済者が被る法律上の損害 賠償責任を負担することによって被る損害に対して、施設賠償共済金を支払います。

第10条(施設賠償共済金を支払わない場合ーその1)

当会は、被共済者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、施設賠償共済金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機 (注1)、昇降機、自動車または施設外における船、車両 (注2) もしくは動物の所有、 使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被共済者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被共済者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ④ 仕事の終了 (注3) または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任 (注4)
- (**注1**) 航空法に定める「航空機」、航空法に定める「無人航空機」ならびに「構造上人が乗ることができない機器であって、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものすべて」をいいます。
- (注2) 原動力が専ら人力である場合を除きます。
- (注3) 仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。
- (注4) 被共済者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の 結果とはみなしません。

第11条(施設賠償共済金を支払わない場合ーその2)

当会は、第2条(共済金を支払う場合)および第9条(施設賠償共済金を支払う場合)の規 定にかかわらず、次の事由によって生じる損害に対しては、施設賠償共済金を支払いません。

- ① 次の不当な行為により被共済者が負担する損害賠償責任
 - ア. ロ頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシー の侵害
 - イ. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
 - ウ. 外科的手術、医薬品もしくは医療機器の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- ② 国家資格を必要とする法で認められた医業類似行為(指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等)に起因する損害賠償責任
- ③ 次のエステ行為に起因する損害賠償責任
 - ア. 脱毛
 - イ. ピーリング
 - ウ. アートメイク、アートネイル、ヘナ染色
 - エ、まつ毛カール、まつ毛パーマ、まつ毛エクステ
 - オ. 各種オイルの飲用
- ④ 脊椎へのスラスト法施術に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被共済者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる損害賠償責任
- ⑥ 当会が定める禁則事項に関わる手技セラピスト業務に起因する損害賠償責任
 - ア. 身体の美容または整形に起因する損害賠償責任。ただし、理容師法(昭和 22 年法律第

- 234 号) に規定する理容または美容師法(昭和 32 年法律第 163 号) に規定する美容を除きます。
- イ. 切開、切除、刺す、吸引などの施術行為に起因する損害賠償責任
- ウ. セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為または犯罪行為に起因する損害賠償責任:
- エ. 手技セラピスト行為を用いず治療機器、用具のみの施術で生じた事故に起因する損害賠償責任:
- オ. 手技セラピスト業務を被共済者個人の住居において行っている場合において、被共済者 個人の日常生活に起因する漏水事故

第3章 基本条項

第12条(共済責任の始期および終期)

- (1) 当会の共済責任は、当会に加入した日の午前 0 時に始まり、1 年後の同月同日の前日午後 12 時に終わります。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によります。
- (3) 共済期間が始まった後でも、当会は、当会所定の共済掛金領収前に生じた共済事故による 損害に対しては、共済金を支払いません。

第13条(告知義務)

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
 - ③ 共済契約者または被共済者が、共済事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当会に告げられていたとしても、当会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第 21 条 (共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会は、共済金を支払いません。この場 合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができま す。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した共済事故による損害については適

用しません。

(**注**) 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第14条(通知義務)

共済契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生した場合には、共済 契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。ただし、そ の事実がなくなった場合には、当会への通知は必要ありません。

(注) 告知事項のうち、共済契約締結の際に当会が交付する書面等においてこの条の適用がある 事項として定めたものに関する事実に限ります。

第15条(共済契約者の住所変更)

共済契約者が当会に連絡した住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、 その旨を当会に通知しなければなりません。

第16条(調査)

- (1) 被共済者は、常に共済事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当会は、共済期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被共済者に請求することができます。

第17条(共済契約の無効)

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

第18条(共済契約の取消し)

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、 当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができま す。

第19条(共済契約者による共済契約の解除)

共済契約者は当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

第20条(重大事由による解除)

- (1) 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
 - ① 共済契約者または被共済者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを 目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 共済契約者が、次のいずれかに該当すること。

- イ. 反社会的勢力 (注1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力 (注1) を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (注1) がその法人の経営を支配し、またはその 法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力 (注1) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会は、被共済者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する 書面による通知をもって、この共済契約 (注2) を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した共済事故による損害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (4) 共済契約者または被共済者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被共済者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 被共済者が複数である場合は、その被共済者に係る部分とします。

第21条(共済契約解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第 13 条 (告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 当会は、共済契約者が(1)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合 (注) は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に 通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要 があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未 経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。

- (5) (4)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通約款および特約に従い、共済金を支払います。
- (注) 当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその 支払がなかった場合に限ります。

第23条(共済掛金の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第17条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、当会は、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合には、当会は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、共済掛金が施設利用者に対する割合によって定められた共済契約が、共済契約者、被共済者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらずに失効した場合には、第26条(共済掛金の精算)(3)の規定によって共済掛金を精算します。ただし、最低共済掛金の定めがないものとして計算します。

第24条(共済掛金の返還-取消しの場合)

第 18 条 (共済契約の取消し)の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は、共済掛金を返還しません。

第25条(共済掛金の返還-解除の場合)

- (1) 第 13 条 (告知義務) (2)、第 20 条 (重大事由による解除) (1)または第 22 条 (共済掛金の返還または請求 告知義務・通知義務等の場合) (2)の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会または共済契約者が、共済掛金が施設利用者に対する割合によって定められた共済契約を解除した場合は、次条(3)の規定によって共済掛金を精算します。

第26条(共済掛金の精算)

- (1) 共済掛金が、施設利用者に対する割合によって定められる場合においては、共済契約者は、 共済契約終了後、遅滞なく、共済掛金を確定するために必要な資料を当会に提出しなければ なりません。
- (2) 当会は、共済期間中および共済契約終了後1年間に限り、いつでも共済掛金を算出するために必要と認められる共済契約者または被共済者の書類を閲覧することができます。
- (3) (1)または(2)の資料に基づいて算出された共済掛金 (注) と既に領収した共済掛金との間に 過不足がある場合は、当会はその差額を返還または請求します。
- (4) この約款において、施設利用者とは、共済期間中に、施設に有料で入場を許された総人員をいいます。ただし、被共済者と同居する親族および被共済者の業務に従事する使用人を除きます
- (注) 当会の定める最低共済掛金に達しないときは最低共済掛金とします。

第27条(事故発生時の義務)

共済契約者または被共済者は、事故 (注1) が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大 の防止に努めさせること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会に通知すること。
 - ア. 事故 (注1) の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故 (注1) の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な 手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会に通知 すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容 (注2) について遅滞なく当会に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、 遅滞なく、これを提出し、また当会が行う事故 (注1) の調査に協力すること。
- (注1) 共済事故または共済事故の原因となるべき偶然な事故をいいます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第28条(事故発生時の義務違反)

- (1) 共済契約者または被共済者が、正当な理由なく前条の規定に違反した場合は、当会は、次の金額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の 額
 - ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会が被った損害の額
 - ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (2) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第29条(共済事故処理の特則)

(1) 当会は、必要と認めた場合は、被共済者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被共済者は、当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。

(2) 被共済者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会は、(1)の規定は適用しません。

第30条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これに行使することができるものとします。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。
 - ① 共済金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に 掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあ ります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしな ければなりません。
- (4) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第31条(共済金の支払時期)

- (1) 当会は、請求完了日^(注1) からその日を含めて 30 日以内に、当会が共済金を支払うために 必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
 - ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、 損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、 無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次に掲げる日数 (注2) を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜

査・調査結果の照会 (注3) 180 日

- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用された災害の被災地域における(1)①から ⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の 日本国外における調査 180 日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注1)被共済者が前条(2)の手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第32条(先取特権)

- (1) 共済事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当会に対する共済金請求権 (注1) について先取特権を有します。
- (2) 当会は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
 - ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会から被共済者に 支払う場合 (注2)
 - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償する前に、被共済者の指図により、 当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1)の先取特権を行使したことにより、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会から被共済者に支払う場合 (注3)
- (3) 共済金請求権 (注1) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、 共済金請求権 (注1) を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはでき ません。ただし、(2)①または④の規定により被共済者が当会に対して共済金の支払を請求す ることができる場合を除きます。
- (注1) 第7条(費用の支払)に対する共済金請求権を除きます。
- (注2) 被共済者が賠償した金額を限度とします。
- (注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第 33 条(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

第5条(支払限度額)に記載の支払限度額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第7条(費用の支払)の規定により当会に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、当会は、被共済者に対する共済金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払を行うものとします。

第34条(時効)

共済金請求権は、第30条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、 当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、 移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会が損害の額の全額を共済金として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、当会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会に協力するために必要な費用は、当会の負担とします。

第36条(共済契約者または被共済者が複数の場合の取扱い)

- (1) この共済契約について、共済契約者または被共済者が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者または被共済者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、共済契約者または 被共済者の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者または被共済者に対しても 効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者または被共済者が2名以上である場合には、各共済契約者または被共済者は連帯してこの共済契約に適用される普通約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条(訴訟の提起)

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

施設治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において次に掲げる用語はそれぞれ以下の定義に従います。

用語	定義
医師	被共済者が医師である場合には、被共済者以外の医師をいいます。

共済約款	みんなのせいたい 施術師賠償責任共済約款をいいます。
傷害者	第2条(施設治療費用共済金を支払う場合)(1)のいずれかに該当する事故によ
	り身体の傷害を被った人をいいます。
身体傷害	第2条(1)のいずれかに該当する事故により被った身体の傷害をいいます。
当会	みんなのせいたい共済会をいいます。
被共済者	この特約が付帯される共済契約の被共済者をいいます。

第2条(施設治療費用共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、共済約款第2条(共済金を支払う場合)の規定にかかわらず、被共済者から事故の報告と請求が当会になされた場合に、次のいずれかに該当する事故により身体傷害を被った人に対し、その事故の発生の日から1年以内に要した治療費用を、被共済者の過失の有無に関りなくこの特約の規定に従い施設治療費用共済金として支払います。
 - ① 被共済者が所有・使用もしくは管理する施設で当会に連絡された施設内で発生した偶然な事故
 - ② 施設の用法に伴う仕事の遂行行為に伴い発生した偶然な事故
- (2) 当会は、傷害者に対し、当会の指定する医師による診察を求めることができます。
- (3) (2)に必要な費用は、当会の負担とします。

第3条(治療費用の範囲)

当会が支払う施設治療費用共済金は、次に掲げる費用のうち社会通念上妥当な金額とします。

- ① 事故発生時の緊急処置費用
- ② 医師の治療を要した場合の必要な治療、手術、レントゲン、歯科治療、義手・義足等の費用
- ③ 救急移送、入院、職業看護、葬儀の費用

第4条(施設治療費用共済金を支払わない場合)

当会は、次のいずれかに該当する身体傷害に対する治療費用に対しては、施設治療費用共済金を支払いません。

- ① 被共済者、共同経営者およびそれらの従業員が被った身体傷害
- ② 被共済者および施設の賃借人のために仕事・工事を行うために雇われた人が被った身体傷害
- ③ 施設の常時占有者が占有する部分で被った身体傷害
- ④ 生産物・完成作業危険に該当する身体傷害
- ⑤ 共済約款の免責事由に伴う身体傷害

第5条(支払限度額)

この特約に基づき当会が支払うべき施設治療費用共済金の額は、別表に記載する金額を限度とします。

第6条(施設治療費用共済金の請求)

(1) 当会に対する共済金請求権は、被共済者が第2条(施設治療費用共済金を支払う場合)の治療費用を負担した時に発生し、これを行使することができます。

(2) 被共済者が施設治療費用共済金の支払を当会に請求する場合には、医師の診断書および治療費用等の支払を証明する書類を当会に提出するものとします。

第7条(損害賠償共済金との関係)

この特約により施設治療費用共済金が支払われた後に、被共済者が法律上の賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた施設治療費用共済金は、共済約款により支払うべき共済金に充当します。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、共済約款および 特約の規定を準用します。

別表

施設治療費用支払限度額明細		
付保施設	支払限度額	免責金額
共済約款と同じ	1名につき : 30万円	3万円
	1事故につき:300 万円	

人格権侵害補償特約(施設所有(管理)者条項用)

第1条 (用語の定義)

この特約において次に掲げる用語はそれぞれ以下の定義に従います。

用語	定義
共済約款	みんなのせいたい 施術師賠償責任共済約款をいいます。
当会	みんなのせいたい共済会をいいます。
不当行為	第2条(共済金を支払う場合)に規定する不当行為をいいます。

第2条(共済金を支払う場合)

当会は、共済約款第2条(共済金を支払う場合)および同第9条(施設賠償共済金を支払う場合)の規定にかかわらず、被共済者が所有・使用もしくは管理する施設で当会に連絡されたものまたは施設の用法に伴う仕事の遂行によって共済期間中に生じた次のいずれかに該当する不当な行為により被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② ロ頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの 侵害

第3条(共済金を支払わない場合)

当会は、共済約款第3条(共済金を支払わない場合)、同第10条(施設賠償共済金を支払わない場合-その1)および同第11条(施設賠償共済金を支払わない場合-その2)に規定する損害のほか、被共済者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害

に対しても、共済金を支払いません。

- ① 被共済者によってまたは被共済者の了解もしくは同意によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被共済者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が共済期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被共済者によってまたは被共済者の指図によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被共済者によってまたは被共済者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

第4条(共済金の支払額)

共済約款第6条(損害の範囲および責任の限度)(3)の規定にかかわらず、当会は、1回の事故につき、共済約款第7条(費用の支払)(2)および(3)の費用を除き、損害の額が3万円を超える場合に限り、その超える部分に対してのみ共済金を支払います。

第5条(支払限度額)

当会は、不当行為を原因とする事故に関する損害については、1名につき 50 万円、1事故につき 50 万円、かつ1共済期間中につき 100 万円を当会の支払限度額とします。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、共済約款および 特約の規定を準用します。